

## 北海道がん対策サポート企業等登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本道のがん対策の推進を支援する企業や団体等を、道が「北海道がん対策サポート企業等」（以下「サポート企業等」という。）として登録し、取組内容を広く周知するとともに、サポート企業等を構成員とする「北海道がん対策サポート会議」（以下「サポート会議」という。）を開催し、連携を図ることにより、官民一体によるがん対策の推進に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 サポート企業等は、道内に事業所を置き、事業活動を行う法人、団体及び個人を対象とする。（国及び地方公共団体を除く）。

### (登録要件)

第3条 サポート企業等は、次の（１）から（６）に掲げる各項目の一つ以上に取り組むことを登録要件とする。

#### (1) がん検診の受診促進

##### 〔具体例〕

- ・従業員や職員及びその家族に対するがん検診受診の働きかけ
- ・社内報、ポスター及びチラシ等によるがん検診受診の啓発活動 など

#### (2) がん患者及び経験者（以下「がん患者等」という。）に対する就労支援

##### 〔具体例〕

- ・がん患者等である従業員や職員の把握
- ・がん患者等の治療や介護と仕事の両立に配慮した職場環境づくり
- ・申請時から過去5年間に、がん患者等が1年以上就労を継続 など

#### (3) 受動喫煙防止対策の推進

##### 〔具体例〕

- ・管理する施設における禁煙の推進による受動喫煙の防止
- ・従業員や職員の禁煙外来受診への医療費補助
- ・禁煙や受動喫煙防止に関する啓発、情報提供 など

#### (4) がん対策の推進に関する情報提供

##### 〔具体例〕

- ・顧客等に対するがん対策関連情報の提供
- ・道民を対象とするがん対策関連イベントの開催 など

#### (5) 北海道がん対策基金（以下「基金」という。）に対する協力

##### 〔具体例〕

- ・基金への寄付
- ・購入や利用するごとにその売上の一部が基金に寄付される商品やサービス（以下「寄付つき商品」という。）の提供
- ・寄付つき商品の取扱に関する協力 など

#### (6) 上記のほか本道のがん対策の推進に対する支援

### (申請)

第4条 登録を受けようとする企業や団体等は、北海道がん対策サポート企業等登録申請書（第1号様式）に北海道がん対策サポート企業等登録票（第2号様式、以下「登録票」という。）を添付して知事に申請するものとする。

(登録)

第5条 知事は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、サポート企業等として適当と認められる場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 知事は、前項による登録を行ったサポート企業等に、北海道がん対策サポート企業等登録証（第3号様式）を交付するものとする。

3 登録期間は1年を単位とする。なお、期間満了時に引き続き第3条の登録要件（以下「登録要件」という。）を満たしていると認められる場合は、登録期間を延長するものとする。

4 知事は、前条の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないこととし、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(1) 登録要件を満たさないとき

(2) 制度の趣旨に照らしてサポート企業等としてふさわしくないと認めるとき

(変更の届出)

第6条 サポート企業等は、登録票の内容に変更があったときは、速やかに北海道がん対策サポート企業等登録事項変更届（第4号様式）により、知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条 サポート企業等は、登録期間内において登録を辞退したいときは、速やかに北海道がん対策サポート企業等登録辞退届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 知事は、サポート企業等が第5条第3項の登録期間を満了したとき、第5条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は前条により登録の辞退を届け出たときは、当該登録を取り消し、サポート企業等に通知するものとする。

(サポート会議の開催)

第9条 道は、サポート会議を毎年度開催し、本道のがん対策の充実に向けて、意見交換を行うものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、保健福祉部健康安全局地域保健課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の第3条の規定について、施行日以前に本制度に登録している企業等であって、「管理する施設における分煙による受動喫煙の防止」のみで登録しているものについては、令和4年3月31日または登録期間満了日のいずれか早い日までの間は登録を継続することができる。